

2 国立病院機構下志津病院 医療安全管理委員会規則

(目的)

第1条 国立病院機構下志津病院医療安全管理規程第4条に基づき、国立病院機構下志津病院における医療安全体制を確保するために必要な事項を審議する医療安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の適切かつ効率的運用を図るために、医療安全管理委員会規則を定める。

(委員会構成)

第2条 委員会は、次に掲げる職員をもって構成する。

- 一 診療部門：副院長、統括診療部長、臨床研究部長、外来部長、病棟部長、地域医療部長、手術部長、薬剤部長
- 二 看護部門：看護部長、副看護部長
- 三 事務部門：事務部長、企画課長、経営企画室長、管理課長、専門職
- 四 医療安全管理室長、医療安全管理者、医療放射線安全管理責任者

(委員長)

第3条 委員会の委員長は、副院長とする。

2 委員長に事故があるときは、医療安全管理室長がその職務を代行する。

(委員以外の出席)

第4条 委員長は、必要と認めたときは委員以外の者を出席させて、説明又は意見を求めることが出来る。

(所掌事務)

第5条 委員会の所掌事務は、以下の通りとする。

- 一 医療安全管理の検討及び研究に関すること
 - 二 医療事故の分析及び再発防止策の検討並びに委員会によって立案された防止対策及び改善策の実施状況の調査及び見直しに関すること
 - 三 医療安全管理のために行う職員に対する指示に関すること
 - 四 医療安全管理のために行う院長等に対する提言に関すること
 - 五 医療安全管理のための啓発，教育，広報及び出版に関すること
 - 六 医療訴訟に関すること
 - 七 その他医療安全管理に関すること
- 2 委員会は所掌事務に係る調査、審議等の任務を行う。

(報告ならびに周知)

第6条 委員会の検討結果については、定期的に院長に報告するとともに、医療安全推進担当者を通じて各職場に周知する。

(開催)

第7条 委員会の開催は、概ね毎月1回とする。ただし、必要に応じ、臨時の委員会を開催できるものとする。

(記録)

第8条 委員会の記録その他の庶務は、医療安全管理室と専門職が行う。

(附則)

- 1 この規則は平成12年12月1日より施行する。
- 2 平成20年4月1日 一部改正
- 3 平成22年4月1日 一部改正
- 4 平成24年4月1日 一部改正
- 5 平成27年8月1日 一部改正
- 6 平成28年7月4日 一部改正
- 7 平成29年1月1日 一部改正
- 8 令和 2年4月1日 一部改正
- 9 令和 4年4月1日 一部改正